

# 役員等の費用弁償及び報酬に関する規定

社会福祉法人 京都さつき会

## (目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人京都さつき会の定款(以下「定款」という)第 8 条及び 21 条に基づき社会福祉法人京都さつき会(以下「法人」という)の評議員及び理事・監事の費用弁償及び報酬について、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬等の支給)

### 第 2 条

- (1) 評議員及び理事・監事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 当法人の職員を兼ね、その施設の規定により給与を支給している理事は、その額を報酬とする。
- (3) 交通費は、請求に応じて実費支給する。職務で出張した場合は、旅費規程を準用する。

## (支給方法)

第 3 条 交通費はその都度現金で支給し、報酬は毎年 1 2 月に清算する。

## (評議員及び理事・監事の報酬)

### 第 4 条

- (1) 評議員及び理事・監事が評議員会・理事会等へ出席した場合は、3,000 円を支給する。近辺で行われる研修会等への出席も同様とする。
- (2) その他職務で出張した場合は、旅費規程を準用する。
- (3) 理事の報酬は、勤務実態に応じて、1 時間 2,000 円とする。
- (4) 理事長の報酬も同様とする。
- (5) 監事の監査、苦情処理委員会への第三者委員の出席も同様とする。

(公表)

第 5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 7条 この規定に定めるものの他評議員及び理事・監事等の費用弁償及び報酬に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。  
令和 2年 6月15日 改定